

三木市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市教育の振興のための施策に関する計画を策定するため、三木市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 三木市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の原案の作成に関すること。
- (2) 基本計画の策定に係る調査及び研究に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 三木市中学校長会が推薦する者
- (3) 三木市小・特別支援学校長会が推薦する者
- (4) 三木市幼稚園・こども園長会が推薦する者
- (5) 三木市社会教育委員が推薦する者
- (6) 三木市連合PTAが推薦する者
- (7) 三木市保育協会が推薦する者
- (8) 市内の文化芸術団体が推薦する者
- (9) 市内の社会体育団体が推薦する者
- (10) 青少年健全育成関係者
- (11) 行政関係者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画の策定の日までとする。ただし、任期中に委員の異動があったときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長を務める。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員長は、議事に関して必要があると認めるときは、委員以外の者の出席

を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、これを公開する。ただし、三木市審議会等の会議の公開に関する条例（平成20年三木市条例第1号）第4条各号に該当する場合は、委員長は、委員会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（事務局）

第7条 委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において行う。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

（招集の特例）

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

三木市教育振興基本計画検討委員会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所属団体等	設置要綱第3条第2項 各号に規定する区分
山下 晃一	神戸大学大学院 人間発達環境学 研究科 教授	学識経験を有する者
坂田 直裕	三木市中学校長会 会長 (市立三木東中学校 校長)	三木市中学校長会が 推薦する者
井上 紀代美	三木市小・特別支援学校長会 会長 (市立自由が丘東小学校 校長)	三木市小・特別支援学 校長会が推薦する者
伊原 幸代	三木市幼稚園・こども園長会 会長 (市立三樹幼稚園 園長)	三木市幼稚園・こども 園長会が推薦する者
池田 博文	三木市社会教育委員 委員長	三木市社会教育委員 が推薦する者
藤本 理恵	三木市連合PTA 会長	三木市連合PTAが推 薦する者
藤原 和則	三木市保育協会 会長 (あけぼの認定こども園 園長)	三木市保育協会が推 薦する者
塩山 重夫	三木市文化連盟 会長	市内の文化芸術団体 が推薦する者
村岡 真夕子	三木市スポーツ協会 会長	市内の社会体育団体 が推薦する者
生田 哲久	三木市青少年補導委員会 会長	青少年健全育成関係 者
赤松 宏朗	三木市総合政策部長	行政関係者
降松 俊基	三木市市民生活部長	行政関係者
山城 千明	三木市健康福祉部長	行政関係者

◎ 委員長 ○ 副委員長